

議案第18号

甲賀市史跡公園条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市史跡公園条例

(設置)

第1条 史跡の保存を図るとともに、郷土の歴史及び文化を学び、体験を通して郷土愛の高揚に資するため、甲賀市史跡公園（以下「史跡公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 史跡公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紫香楽宮跡宮町史跡公園	甲賀市信楽町宮町1237番地
紫香楽宮跡鍛冶屋敷史跡公園	甲賀市信楽町黄瀬1054番地1

(管理)

第3条 史跡公園及びその附帯施設（以下「史跡公園等」という。）は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(行為の制限)

第4条 史跡公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は動画を撮影すること。

(3) 興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため、史跡公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 教育委員会は、行為の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 史跡公園等を破損するおそれがあるとき。

(2) 公安又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園等の管理運営上支障があると認められるとき。

(入園料)

第5条 史跡公園の入園料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第6条 史跡公園等の利用者（以下「利用者」という。）は、史跡公園等の利用が終わったときは、速やかに史跡公園等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者は、故意又は過失により史跡公園等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、史跡公園等の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

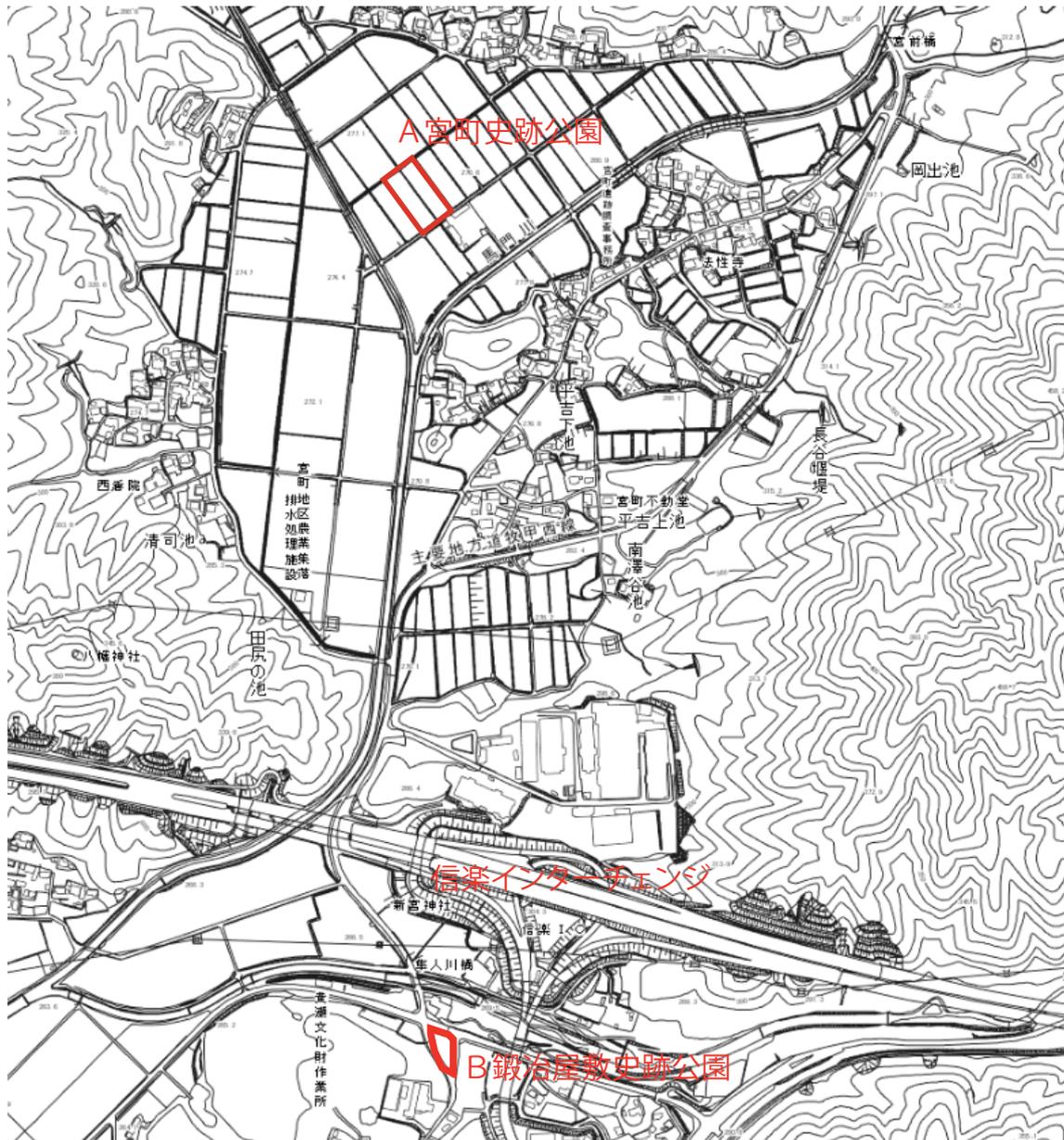
(準備行為)

2 第4条第1項の規定による利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

史跡公園位置図

A 紫香楽宮跡宮町史跡公園（甲賀市信楽町宮町1237番地）

B 紫香楽宮跡鍛冶屋敷史跡公園（甲賀市信楽町黄瀬1054番地1）



議案第19号

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項中「とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」を「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中」に改め、「と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」を削る。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）

その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中

「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

と読み替えるものとする。

- 5 (略)
(介護休暇)

期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 5 (略)
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 （略）

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険税条例（平成16年甲賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の7.35」に改める。

第5条中「24,500円」を「25,700円」に改める。

第5条の2第1号中「20,000円」を「20,800円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「10,400円」に改め、同条第3号中「15,000円」を「15,600円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の2.7」に改める。

第7条の2中「8,300円」を「9,900円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,475円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の2.35」に改める。

第9条の2中「10,000円」を「10,800円」に改める。

第9条の3中「6,300円」を「6,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「17,150円」を「17,990円」に改め、同号イ（ア）中「14,000円」を「14,560円」に改め、同号イ（イ）中「7,000円」を「7,280円」に改め、同号イ（ウ）中「10,500円」を「10,920円」に改め、同号ウ中「5,810円」を「6,930円」に改め、同号エ（ア）中「4,620円」を「5,110円」に改め、同号エ（イ）中「2,310円」を「2,555円」に改め、同号エ（ウ）中「3,465円」を「3,833円」に改め、同号オ中「7,000円」を「7,560円」に改め、同号カ中「4,410円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「12,250円」を「12,850円」に改め、同号イ（ア）中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号イ（イ）中「5,000円」を「5,200円」に改め、同号イ（ウ）中「7,500円」を「7,800円」に改め、同号ウ中「4,150円」を「4,950円」に改め、同号エ（ア）中「3,300円」を「3,650円」に改め、同号エ（イ）中「1,650円」を「1,825円」に改め、同号エ（ウ）中「2,475円」を「2,738円」に改め、同号オ中「5,000円」を「5,

400円」に改め、同号カ中「3,150円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「4,900円」を「5,140円」に改め、同号イ（ア）中「4,000円」を「4,160円」に改め、同号イ（イ）中「2,000円」を「2,080円」に改め、同号イ（ウ）中「3,000円」を「3,120円」に改め、同号ウ中「1,660円」を「1,980円」に改め、同号エ（ア）中「1,320円」を「1,460円」に改め、同号エ（イ）中「660円」を「730円」に改め、同号エ（ウ）中「990円」を「1,095円」に改め、同号オ中「2,000円」を「2,160円」に改め、同号カ中「1,260円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,675円」を「3,855円」に改め、同号イ中「6,125円」を「6,425円」に改め、同号ウ中「9,800円」を「10,280円」に改め、同号エ中「12,250円」を「12,850円」に改め、同項第2号ア中「1,245円」を「1,485円」に改め、同号イ中「2,075円」を「2,475円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,960円」に改め、同号エ中「4,150円」を「4,950円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

甲賀市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>4,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以</p>

下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,800円

(2) 特定世帯 10,400円

(3) 特定継続世帯 15,600円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,000円

(2) 特定世帯 10,000円

(3) 特定継続世帯 15,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 300円

(2) 特定世帯 3, 650円

(3) 特定継続世帯 5, 475円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10, 800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 600円

(2) 特定世帯 3, 300円

(3) 特定継続世帯 4, 950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10, 000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4

項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 17,990円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,560円

（イ） 特定世帯 7,280円

（ウ） 特定継続世帯 10,920円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,930円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,110円

（イ） 特定世帯 2,555円

（ウ） 特定継続世帯 3,833円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 17,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,000円

（イ） 特定世帯 7,000円

（ウ） 特定継続世帯 10,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,810円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

（イ） 特定世帯 2,310円

（ウ） 特定継続世帯 3,465円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,410円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,400円

(イ) 特定世帯 5,200円

(ウ) 特定継続世帯 7,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,000円

(イ) 特定世帯 5,000円

(ウ) 特定継続世帯 7,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,150円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 650円

(イ) 特定世帯 1, 825円

(ウ) 特定継続世帯 2, 738円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 140円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 160円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 300円

(イ) 特定世帯 1, 650円

(ウ) 特定継続世帯 2, 475円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 150円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 000円

(イ) 特定世帯 2,080円

(ウ) 特定継続世帯 3,120円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,460円

(イ) 特定世帯 730円

(ウ) 特定継続世帯 1,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,160円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割

(イ) 特定世帯 2,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,660円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,260円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割

額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,855円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,425円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,280円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,485円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,475円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,960円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,675円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,125円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,245円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,075円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,320円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,150円

3 (略)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

甲賀市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例

甲賀市小集落改良住宅条例（平成16年甲賀市条例第86号）の一部を次のように改正する。

付則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表第1 西住宅の項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

甲賀市小集落改良住宅条例新旧対照表

改正案	現行														
<p>(設置場所) 第2条 改良住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="250 869 1120 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大久保住宅</td> <td>甲賀市甲賀町大久保</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	名称	設置場所	(略)		大久保住宅	甲賀市甲賀町大久保	<p>(設置場所) 第2条 改良住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>3</u> <u>第11条に規定する家賃の額の西改良住宅については、平成17年3月31日までは、月額5,500円とする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 869 2016 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大久保住宅</td> <td>甲賀市甲賀町大久保</td> </tr> <tr> <td>西住宅</td> <td>甲賀市信楽町西</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	(略)		大久保住宅	甲賀市甲賀町大久保	西住宅	甲賀市信楽町西
名称	設置場所														
(略)															
大久保住宅	甲賀市甲賀町大久保														
名称	設置場所														
(略)															
大久保住宅	甲賀市甲賀町大久保														
西住宅	甲賀市信楽町西														

議案第22号

甲賀市福祉医療費助成条例及び甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市福祉医療費助成条例及び甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部
を改正する条例

(甲賀市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 甲賀市福祉医療費助成条例（平成16年甲賀市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（受給券等）」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給券の交付を受けた助成対象者が受給券に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により、助成対象者の資格に係る情報の照会を行い、保険医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部改正)

第2条 甲賀市老人福祉医療費助成条例（平成16年甲賀市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（受給券等）」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給券の交付を受けた助成対象者が受給券に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により、助成対象者の資格に係る情報の照会を行い、保険医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 2 号参考資料

< 第 1 条関係 >

甲賀市福祉医療費助成条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(受給券等)</u></p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者又は保護者が、前条第 1 項の規定により、福祉医療費の助成を受けようとする場合は、健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 8 8 条第 1 項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。<u>ただし、受給券の交付を受けた助成対象者が受給券に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により、助成対象者の資格に係る情報の照会を行い、保険医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(受給券)</u></p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者又は保護者が、前条第 1 項の規定により、福祉医療費の助成を受けようとする場合は、健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 8 8 条第 1 項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

< 第 2 条関係 >

甲賀市老人福祉医療費助成条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(受給券等)</u></p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者が、前条第 1 項の規定により老人福祉医療費の助成を受けようとする場合は、健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 8 8 条第 1 項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。<u>ただし、受給券の交付を受けた助成対象者が受給券に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により、助成対象者の資格に係る情報の照会を行い、保険医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(受給券)</u></p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者が、前条第 1 項の規定により老人福祉医療費の助成を受けようとする場合は、健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 8 8 条第 1 項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に改める。

第7条第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分

担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする

ものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

付則第3条中「第7条本文」を「第7条第1項本文」に、「5年」を「15年」に改める。

(甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年甲賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「A型をいう。」及び「B型をいう。」の次に「第43条第3項において同じ。」を加える。

第43条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第4項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条第3項中「を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第2項中「にあっては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の

確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次

号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

付則第4条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第23号参考資料

<第1条関係>

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第7条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第7条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。</p>

第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲

第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う
_____こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう

にするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5. 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6. 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る

連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の

（食事の提供の特例）

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の

調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士 _____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士 _____による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号 _____及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条本文 _____の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

< 第 2 条関係 >

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 3 8 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 3 条第 3 項において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 3 条第 3 項において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第 4 3 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら</p>	<p>第 3 8 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。_____）及び小規模保育事業 B 型（同条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。_____）にあつては 6 人以上 1 9 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第 4 3 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項_____において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら</p>

ない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確

ない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う
_____こと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力

者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当す

る場合を除く。)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては_____、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

9 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 （略）

付 則

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの

については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 （略）

付 則

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第24号

甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

甲賀市児童発達支援センター条例（令和2年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対する日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練並びに障害児等の保護者に対する支援」を「に対し、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児等の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助」に、「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第3条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市児童発達支援センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)及び心身の発達に課題のある児童(以下「障害児等」という。)に対し、<u>高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児等の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うため、法第43条</u> <u>に規定する児童発達支援センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関する事業</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>付 則</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)及び心身の発達に課題のある児童(以下「障害児等」という。)に対する<u>日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練並びに障害児等の保護者に対する支援</u> <u>を行うため、法第43条第1</u> <u>号に規定する福祉型児童発達支援センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関する事業</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

甲賀市子ども・子育て応援団会議条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市子ども・子育て応援団会議条例の一部を改正する条例

甲賀市子ども・子育て応援団会議条例（平成25年甲賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども応援施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため」を「全ての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進するため」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第2項に規定する市町村こどもの貧困対策推進計画に関する事項について調査審議すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関する事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第3条第2項第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同項第5号中「関係行政機関」の次に「又は関係教育機関」を加え、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第6条第2項中「過半数」を「半数」に改める。

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

甲賀市子ども・子育て応援団会議条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 本市の未来を担う<u>全ての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進するため</u></p> <p><u>一、</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p><u>(1) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること。</u></p> <p><u>(2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。</u></p> <p><u>(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第2項に規定する市町村こどもの貧困対策推進計画に関する事項について調査審議すること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本市の未来を担う<u>一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども応援施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p><u>(1) 子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</u></p> <p><u>(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。</u></p> <p><u>(3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</u></p>

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第26号

甲賀市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

甲賀市歴史民俗資料館条例（平成16年甲賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「木曜日」を「月曜日」に、「金曜日」を「火曜日」に改める。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

甲賀市歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正案			現行		
(開館時間等) 第5条 資料館の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。 2 (略) 別表第1 (第5条関係)			(開館時間等) 第5条 資料館の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。 2 (略) 別表第1 (第5条関係)		
名称	開館時間	休館日	名称	開館時間	休館日
水口歴史民俗資料館	午前10時から午後	(1) <u>月曜日、火曜日</u>	水口歴史民俗資料館	午前10時から午後	(1) <u>木曜日、金曜日</u>
水口城資料館	5時まで	(2) 12月29日から 翌年1月3日まで	水口城資料館	5時まで	(2) 12月29日から 翌年1月3日まで
(略)			(略)		
付 則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。					

議案第27号

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例

甲賀市立学校施設開放条例（平成16年甲賀市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

冷暖房設備	体育館（アリーナ）	1時間当たり	1面	1,000
	体育館（格技場等）	1時間当たり	1面	400

付 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

甲賀市立学校施設開放条例新旧対照表

改正案					現行				
(開放施設) 第2条 学校開放を行う市立学校の施設(以下「開放施設」という。)は、別表に掲げる施設とする。 (使用料) 第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) 別表(第2条、第10条関係)					(開放施設) 第2条 学校開放を行う市立学校の施設(以下「開放施設」という。)は、別表に掲げる施設とする。 (使用料) 第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) 別表(第2条、第10条関係)				
施設名		区分		金額(円)	施設名		区分		金額(円)
(略)					(略)				
照明設備	体育館	1時間 当たり	1面	400	照明設備	体育館	1時間 当たり	1面	400
	格技場		1/2面	200		格技場		1/2面	200
	グラウンド	1面	600	グラウンド		1面	600		
		1/2面	300			1/2面	300		
冷暖房設備	体育館(アリーナ)	1時間 当たり	1面	1,000	冷暖房設備	体育館(アリーナ)	1時間 当たり	1面	1,000
	体育館(格技場等)	1時間 当たり	1面	400		体育館(格技場等)	1時間 当たり	1面	400

備考

1～5 (略)

付 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

備考

1～5 (略)

議案第28号

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団員等公務災害補償条例（平成16年甲賀市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(平成11年法律第156号)」を削る。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「1万4, 200円」を「1万4, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円を、」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

甲賀市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法_____第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若</p>

しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9, 700円とする。ただし、その額

しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9, 100円とする。ただし、その額

が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号 _____ に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____

が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、 _____ それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 （以下この項にお

_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考（略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日

_____（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考（略）

前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び
同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等
については、なお従前の例による。

議案第29号

甲賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

甲賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年甲賀市
条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

甲賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正案								現行						
(退職報償金の支給額)								(退職報償金の支給額)						
第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。								第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。						
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）						
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表						
階級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年 以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	部長及	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000

び班長							
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

び班長							
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	